

資料

洞爺湖町議会令和2年5月会議
議案説明資料

洞爺湖町育英資金の基金条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>(令和2年度における給付の特例)</u></p> <p><u>3 新型コロナウイルス感染症の蔓延により、社会経済活動に甚大な被害を及ぼしている状況を鑑み、現に修学している者及びその保護者の経済的負担を軽減するため、第2条の2の規定にかかわらず、令和2年度に限り特別給付金を給付する。</u></p> <p><u>(給付対象)</u></p> <p><u>4 前項の特別給付金は、第3条第1項本文に規定する専修学校及び大学に、特別給付金の申請日現在において在籍する者（以下「給付対象者」という。）であって、かつ、令和2年4月1日現在において洞爺湖町に住所を有する親権者又はこれに代わるべき者がいる給付対象者に対して給付する。</u></p> <p><u>(特別給付金の額)</u></p> <p><u>5 特別給付金の額は、60,000円とする。ただし、給付対象者1人につき1回に限るものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>6 前3項に定めるもののほか、特別給付金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p>